

# 衛生だより

中央家畜保健衛生所

千葉 〒262-0011 千葉市花見川区三角町656

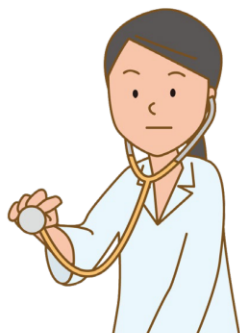
Tel: 043-250-4141（夜間・休日対応）

Fax: 043-286-0090

## 獣医療広告制限が変わります！ （令和6年4月1日～）

令和5年10月13日付けで「獣医療法施行規則の一部を改正する省令」が公布され、令和6年4月1日から施行されることになりました。これに伴い、「獣医療に関する広告の制限及びその適正化のための監視指導に関する指針（獣医療広告ガイドライン）」も改正されました。

獣医師の**専門性**※、  
**経歴**の広告が可能



※ただし、農林水産大臣の指定するものが認定した専門性に限る。

様々な**診療行為**  
の広告が可能



ただし、以下の併記が必要

- ① 問合せ先
- ② 主なリスク、副作用
- ③ 診療の内容
- ④ 費用

**ウェブサイト**も  
**適切な情報発信**



獣医療広告制限見直しの詳細は下記HPに掲載しています

👉 **農林水産省HP**

<https://www.maff.go.jp/j/syouan/tikusui/zyui/koukoku.html>



### \* 獣医師法第8条第2項に該当する獣医師の処分について \*

農林水産大臣は、以下の獣医師2名に対し、獣医師法に基づく業務停止の処分を行いました。獣医師の社会的責任や獣医師に対する期待が高まっている中、獣医師の社会的信用を失うことのないよう、獣医師法をはじめとする関係法令の遵守と獣医師倫理の高揚に努めて下さい。

#### (1) 奈良県在住45歳

行政処分の内容：令和5年11月9日から6月の業務停止処分

事件概要：酒気を帯び、呼気1リットルにつき0.45ミリグラムのアルコールを身体に保有する状態で車を運転した。

司法処分の内容：罰金50万円（道路交通法第65条第1項違反）

#### (2) 北海道在住33歳

行政処分の内容：令和5年11月9日から4月の業務停止処分

事件概要：酒気を帯び、呼気1リットルにつき0.15ミリグラム以上のアルコールを身体に保有する状態で車を運転した。

司法処分の内容：罰金30万円（道路交通法第65条第1項違反）

# ～診療内容の広告の例～

主なりスク、副作用

## ■ 犬の避妊手術について ■

😊 当院では、ご希望の方に犬の避妊手術を実施しております。

<b>手術内容</b>	メスの卵巣もしくは卵巣と子宮を取り除き、生殖能力をなくします。
-------------	---------------------------------

メリット：望まない妊娠を避け、発情期ストレスを軽減できます。  
※麻酔リスク、術中、術後の感染症リスクがございます。  
術後に何かあれば、下記連絡先まで連絡の上、ご来院ください

<b>診療の流れ</b>	治療期間：7～10日（抜糸含む） 治療回数：2回（抜糸含む）
--------------	-----------------------------------

事前検査  
血液検査  
……

手術  
……

入院  
……

抜糸  
……

<b>診療にかかる費用</b>	事前検査代金：〇〇～〇〇円 手術代金（麻酔含む）：〇〇円 入院代金：〇〇円 抜糸代金：〇〇円
総額 〇〇～〇〇円 目安 〇〇円	

▲▲ 動物病院  
(内科、外科)

電話：0120-〇〇〇-〇〇〇  
(提携病院連絡先：〇〇-〇〇)  
住所：東京都〇〇区〇〇〇〇  
www.〇〇〇〇〇.〇〇.jp  
火曜定休、分割払い可能  
診療時間：9:00～18:00

診療の内容  
診療期間及び回数  
通常必要とされる治療

費用  
標準的な費用など  
別途発生する費用や内訳

診療施設の  
問い合わせ先

狂犬病予防注射やマイクロチップ装着について広告をする場合、  
狂犬病予防注射→狂犬病予防法に基づく犬の登録や注射済票の装着が必要であること  
マイクロチップ装着→動愛法に基づく装着後の登録が必要であること  
を記載する必要があります！

## 診療施設に関する届出事項に変更はありませんか？

開設時の届出事項に変更があった場合には、10日以内に変更届出書を提出することが獣医療法第3条で義務づけられています。

以下の事項に変更があった場合は、中央家畜保健衛生所まで変更届出書等を提出してください。

- ① 開設者の氏名及び住所
- ② 診療施設の名称
- ③ 診療施設の構造設備の概要及び平面図
- ④ 管理獣医師の氏名及び住所
- ⑤ **診療の業務を行う獣医師の氏名**
- ⑥ 診療の業務の種類
- ⑦ 定款の変更（開設者が法人である場合）



※内容により新規の開設届出が必要な場合があります。

詳しくは中央家畜保健衛生所（☎043-250-4141）までお問い合わせください。

届出様式は以下の千葉県HPからダウンロードできます！  
<https://www.pref.chiba.lg.jp/chikusan/shinryoushitsu/kaisetsu3.html>